

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（循環型社会推進課）	25
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	25
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	25
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	25
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	26
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	26
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	26
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	26

### 告示

#### 北海道告示第561号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成30年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 形質変更時要届出区域 滝川市泉町238-1の一部（次の図のとおり）
- 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秩父別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成30. 8. 1	理事	境 谷 博 之	雨竜郡秩父別町2079番地の35
同	同	同	福 島 聡 宏	同 秩父別町2074番地の11
同	同	同	有 馬 勇	同 妹背牛町字妹背牛7358番地
同	同	同	藤 原 賀津雄	同 秩父別町1540番地の13
同	同	同	熊 谷 勝	同 妹背牛町字妹背牛6524番地
同	同	同	池 川 和 志	同 秩父別町1874番地の45
同	同	同	高 崎 省 悟	同 秩父別町2046番地の16
同	同	監事	那 須 正 利	同 秩父別町1315番地の8
同	同	同	安 藤 敏 之	同 秩父別町2062番地の5
同	同	同	安 永 敦 也	同 妹背牛町字大鳳1415番地
退任	同 30. 7. 31	理事	小 西 梅太郎	同 秩父別町667番地の14
同	同	同	境 谷 博 之	同 秩父別町2079番地の35
同	同	同	佐 藤 克 行	同 妹背牛町字チクシバツ1210番地
同	同	同	那 須 教 資	同 秩父別町1521番地の12
同	同	同	福 島 聡 宏	同 秩父別町2074番地の11
同	同	同	有 馬 勇	同 妹背牛町字妹背牛7358番地
同	同	同	藤 原 賀津雄	同 秩父別町1540番地の13
同	同	監事	山 田 憲 正	同 秩父別町2054番地の21
同	同	同	那 須 正 利	同 秩父別町1315番地の8
同	同	同	熊 谷 勝	同 妹背牛町字妹背牛6524番地

#### 北海道告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（涓の津地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成30年8月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成30年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 標津郡標津町字川北2の4・3の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第565号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 松前郡福島町字吉野41の1地先（以上1筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第566号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第567号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年8月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 1(1) 通知の内容  | 平成30年農林水産省告示第1713号           |
| (2) 所在が不明な者 | 今村 一哉、采田 トヨ                  |
| (3) 掲示場所    | むかわ町役場                       |
| 2(1) 通知の内容  | 平成30年農林水産省告示第1715号           |
| (2) 所在が不明な者 | 稲牛牧野農業協同組合、徳山 源松、坂口 功成、高田 善作 |
| (3) 掲示場所    | 足寄町役場                        |
| 3(1) 通知の内容  | 平成30年農林水産省告示第1713号           |
| (2) 所在が不明な者 | 山本 洋子                        |
| (3) 掲示場所    | 陸別町役場                        |

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道留萌振興局告示第1002号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年8月14日

北海道留萌振興局長 松浦 豊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) ローター除雪車（2.6m／3,400 t 級） | 1台 |
| (2) 除雪トラック（10 t 級6 × 6 専用型） | 1台 |
- 2 落札を決定した日
- 平成30年7月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏名 株式会社NICHIGO  
イ 住所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
- (2)ア 氏名 UDトラックス北海道株式会社  
イ 住所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号

4 落札金額

- (1) 59,832,000円  
(2) 32,670,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年6月15日付け北海道留萌振興局告示第1001号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番2号
-